

第6回市民憲章等審議会 要約会議録

1 開催日時：平成21年1月30日（金） 午後2時開会 午後3時35分閉会

2 場 所：天草市役所 庁議室

3 出席者：

委員 荒木会長、高田副会長、橋口委員、河内委員、濱本委員、荒平委員、松本郁子委員、永田委員、仁田委員、谷委員、連尾委員、松本英二委員、上委員
(欠席者 洲崎委員、大塚委員)

事務局 濱企画課長、福田課長補佐、小川企画調整係長、松下主任

4 内 容：1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 市民憲章（素案）及び市民と行政の協働指針（素案）に対する意見募集結果及びその対応について

(2) 市民憲章（案）について

(3) 市民と行政の協働指針（案）について

(4) 答申書（案）について

(5) その他

4 閉会

5 会議の概要：

(1) 市民憲章（素案）及び市民と行政の協働指針（素案）に対する意見募集結果及びその対応について

- ・市民憲章（素案）に対する意見への対応については、市民憲章（素案）は変更しない。
- ・市民と行政の協働指針（素案）に対する意見への対応について、18番目の意見にある行政内の体制整備については、市の窓口となる組織を明確にする方向で指針策定後に検討するよう取り扱う。
- ・市民憲章（素案）に対する意見への対応について、各委員で再度検討し、後日事務局に報告する。
- ・パブリック・コメントの結果については、市のホームページで公表する。

〈主な意見など〉

【市民憲章（素案）に対する意見募集結果及びその対応について】

（委員）

○資料1の1つ目の意見に対して、提案されたものより素案の方が何回読み返しても落

ち着いていて良さそうに感じる。

(委員)

○資料1の1つ目の意見に対して、素案を作成した際に勘案した基本事項、分野などを考えても、素案の方が良い。

(委員)

○資料1の1つ目の意見に対して、素案と提案されたものを比較しても、その趣旨に大きな違いは見られない。

(会長)

○市民の思いを最大限尊重した素案のままだが良い。

【市民と行政の協働指針（素案）に対する意見募集結果及びその対応について】

(会長)

○天草市においては、第一段階で「協働」の方向性を市民に示し理解を深めてもらい、第二段階で個別具体的な協働施策を展開していくという二段構えで協働を推進していく。この指針は第一段階のものである。

(会長)

○協働の目的について、「行政が身軽になるために市民を下請けのように使うのではないか」という捉え方が多いが、本来の目的は、住民の自治意識を高め、自治活動を活発化させることで住民自治を強化し、地域の活性化を図っていくことである。この点を、周知する必要がある。

(会長)

○個人、集団、会社、企業体、組合など自治の担い手が多様化しているが、様々な主体が自治を担って役割を果たしていく中で、目標を共有し、皆でその目標達成のために持っている力を合わせよう、持っている能力を発揮しあおうというのが協働の趣旨である。

(委員)

○資料2の18番目の行政内の体制整備に対する意見に対して、審議会の考え方（案）は「定めることにします」となっているが、市民と行政の協働指針（素案）の内容も合わせて修正するのか。

(会長)

○市の窓口設置などの個別具体的な方策は、市民と行政の協働指針を定めた後の第二段階で検討することになる。ここでは、断定的な決定ではなく、今後その方向で検討していくという表現にする必要がある。

(会長)

○市民と行政の協働指針（素案）に対する意見募集結果及びその対応について、各委員で再度検討し、考え方の方向性や文章表現などについて意見があれば事務局に報告すること。

(会長)

○字句の修正については、極端な間違いでなければ、分かりやすく表現するよう事務局で修正を行うこと。

【意見募集結果の公表について】

(会長)

○パブリック・コメントの結果については、市のホームページで公表する。

(2) 市民憲章（案）について

- ・前文の行頭は、一文字分空白を設ける。
- ・前文の文末には、句点をつける。
- ・市民憲章を表示する際は、言葉の繋がりを考えて改行する。

〈主な意見など〉

(会長)

○前文の行頭は、一文字分空白を設ける必要がある。

(委員)

○前文の文末には句点が必要ではないか。旧市町の市民憲章には、句点が付けてあるものと付けてないものの両方がある。

(会長)

○文章を宣誓分や歌詞のような位置づけとするならば句点は不要であり、通常の文章のような位置づけとするならば句点が必要である。

(会長及び委員)

○最終的に、前文の文末に句点をつけた方が良いと思う委員は9人、つけない方が良いと思う委員は4人。

(委員)

○本文中の「豊かなしぜん」などの特に強調したい文言を大きく表示するなどしてはどうか。

(会長及び委員)

○最終的に、本文中の強調したい用語を太字で示した方が良いと思う委員は1人、示さなくても良いと思う委員は12人。

(会長)

○長い文章ではないので、一部だけをあえて強調する必要がないと考えられる。

(委員)

○改行の際に、言葉の続きを切らないような工夫が必要。

(会長)

○次第の2ページでは前文を2行で表示してあるが、場合によっては3行で表示しても良いのでは。

(3) 市民と行政の協働指針（案）について

- ・市民憲章（素案）に対する意見に対して各委員から意見を提出してもらい、事務局で素案の内容を修正し、市民憲章（案）を作成する。

(4) 答申書（案）について

- ・ 答申書の文体については、文書作成の原則に基づいたものとなるよう、再度事務局で確認する。
- ・ 本文の「なお、(中略)、着実に取り組まれますことを期待します。」を、「なお、(中略)、着実に取り組んでいくこと。」に修正する。
- ・ 次回、最終的な市民憲章（案）を全委員で審議してから、市長に答申する。

〈主な意見など〉

(会長)

○ これまでの審議会の中で議論されてきたことが、付帯意見の中に取り込まれている。

(会長)

○ 答申書に具体的な付帯意見を付けて出すことで、答申書が重みのあるものになる。

(委員)

○ 答申書の文体は、文書作成の原則に基づいたものとなるようお願いする。市の文書所管課にも確認すること。

(委員)

○ 市民憲章本分の見出し記号「1」は、「ひとつ」と読んでもらうための工夫は必要ないか。

(会長)

○ 市民憲章本分の見出し記号「1」は、「ひとつ」と読んだ方が格好良い。常識で対応してもらおう。

(委員)

○ 資料4-1の付帯意見の3は、文章も長く、単なる説明書きに近いものになっており、不要ではないか。

(委員)

○ 答申書は市民に対してではなく市長に答申するものであり、審議の内容を知ってもらうためにも、付帯意見の3は必要だと考える。

(委員)

○ 答申書（案）本文の「なお、(中略) 着実に取り組まれますことを期待します。」について、なお書きの部分を強調するためにも、「期待します」ではなく「要望します」としてはどうか。

(会長)

○ 「要望します」という文言では、本来の審議会の役割とは異なったものになる。

(会長)

○ 「庁内でよく検討し、着実に取り組んでいくこと。」にすると、強めの文章にすることができる。

(会長)

○ 答申に対する説明、審議経過などの附属資料を添付して答申することで、今後の市の取り組みを強く促す効果があると考ええる。

(委員)

○市民憲章(素案)に対する意見への対応について、各委員から意見が提出された場合は、その内容を答申前に審議する必要があるのではないか。

(会長)

○次回、各委員から提出された意見を反映させ、完成したものを全委員で確認してから、市長に答申する。